

火気器具取り扱い時の注意事項

共通事項

- (1) 火気器具等の近くには、可燃性の物品を置かないこと。
- (2) 火気器具等は、安定した不燃性の床、台又は板の上で使用すること。

LPGガス

- (1) ボンベは、直射日光及び火気等の近くを避け、常に摂氏40度以下に保つようにすること。
- (2) ボンベは、絶対に横置きにしないこと。
- (3) ボンベは、倒れないよう固定し、人がみだりに近づかない安全な場所に置くこと。
- (4) ボンベは、1日の営業に必要な本数のみとすること。
- (5) 器具及びゴム製のホースは、LPGガス専用のものを使用すること。
- (6) ゴム製のホースは、ガス漏れがないか点検し、古くなったもの及びひび割れのあるものは使用しないこと。
- (7) ゴム製のホースは、適正な長さで取り付け、ゴム製のホースと火を使用する器具の取付部分は、ホースバンドで締め付けること。
- (8) ゴム製のホースは、2本以上接続しないこと。
- (9) 1本のボンベから2以上の機器に分岐してLPGガスを供給しないこと。
- (10) LPGガスは、空気より重いため、屋外であってもガス漏れには十分注意すること。

カセットこんろ

- (1) カセットボンベの装着部分を覆う調理器具は、カセットボンベが過熱され、爆発するおそれがあるので使用しないこと。
- (2) カセットボンベは、正しく装着すること。
- (3) カセットボンベは、直射日光及び火気等の近くを避け、温度が上昇しないように保管すること。

まき、炭等

- (1) 開設中は火気付近を常に整理整頓し、みだりにそばを離れないこと。
- (2) 終了後の残火及び取灰の後始末は完全に行い、取灰などをみだりに捨てないこと。

電気器具

- (1) たこ足配線を避け、電気配線の許容電流を守ること。
- (2) コンセントの接続部分及び電気配線に、照明器具等の荷重がかからないようにすること。
- (3) 電気器具、コンセント等を雨水等の水がかからないようにすること。

携帯発電機

- (1) 事前に燃料を十分に給油し、露店等の開設後に、給油のしないようにすること。
- (2) 可燃性ガス又は蒸気が滞留するおそれのない場所で使用すること。
- (3) 安定した平らな場所で使用すること。
- (4) 雨などの水がかかる場所で使用しないこと。
- (5) 燃料漏れがないことを確認した後に使用すること。
- (6) 発電機の排気が、携行缶、ポンベ及び可燃性の物品に当たらないようにすること。
- (7) 携帯発電機を稼働したまま給油又は移動させないこと。
- (8) 燃料を補充する場合は、風通しが良く、周囲に人がいないこと及び火気の使用がないことなど安全を確認したうえで、給油すること。
- (9) 燃料を給油するときは、こぼさないように注意すること。
- (10) 燃料がこぼれたときは、きれいに拭き取り、乾かしてから使用すること。

危険物容器（携行缶）

- (1) ガソリンの保管は、必要最小限の量とすること。
(指定数量の5分の1未満の必要最小限の量とすること)
- (2) ガソリンの携行缶は、消防法令に適合した容器を用いること。
- (3) 携行缶のキャップを開ける前には、圧力弁等を操作して圧力を抜くこと。
- (4) 携行缶は、直射日光及び火気等の近くを避け、温度が上昇しないように保管すること。